

審 査 基 準

平成 19 年 10 月 5 日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第 17 条第 1 項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第 17 条第 1 項第 1 号～第 3 号、第 5 号～第 6 号、同第 2 項（譲渡又は譲受の許可）、同第 50 条の 2（猟銃用火薬類の特則） 火薬類取締法施行令第 12 条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 2 条（譲渡の許可の申請）、同第 3 条（譲受けの許可の申請）、同第 4 条（無許可譲受数量）、同第 13 条（申請及び届出の手続き）
審 査 基 準： 銃砲を所持又は輸入しない者が実包を譲受けようとする場合等火薬類の譲渡又は譲受の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標 準 処 理 期 間：3 日以内
申 請 先：住所を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係 （電話 076-441-2211 内線 3046）
備 考：

審 査 基 準

平成 19 年 10 月 5 日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第 17 条第 8 項
処 分 の 概 要：譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第 17 条第 8（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第 50 条の 2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第 12 条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 7 条第 1 項（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第 13 条（申請及び届出の手續）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 日
申 請 先：住所を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係 （電話 076-441-2211 内線 3046）
備 考：

審 査 基 準

平成 19 年 10 月 5 日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第 19 条第 4 項
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第 17 条第 8 項、同第 19 条第 4 項（運搬証明書の再交付の申請） 火薬類の運搬に関する内閣府令第 5 条（運搬証明書の再交付の申請）、同第 8 条（運搬の届出等の経由）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 日以内
申 請 先：住所を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係 (電話 076-441-2211 内線 3046)
備 考：

審 査 基 準

平成 19 年 10 月 5 日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第 24 条第 1 項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の輸入の許可
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第 24 条第 1 項・第 2 項（猟銃用火薬類等の輸入の許可）、同第 50 条の 2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第 12 条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 3 条第 2 項・第 3 項、同第 9 条第 1 項（輸入の許可の申請）、同第 13 条（申請及び届出の手續）
審 査 基 準： 銃砲を所持又は輸入しない者が実包を譲受けようとする場合等火薬類の譲渡又は譲受の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標 準 処 理 期 間：5 日以内
申 請 先：陸揚地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係 （電話 076-441-2211 内線 3046）
備 考：

審 査 基 準

平成 19 年 10 月 5 日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第 25 条第 1 項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の消費の許可
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第 25 条第 1 項・第 2 項（猟銃用火薬類等の消費の許可）、同第 50 条の 2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第 12 条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 3 条第 2 項・第 3 項、同第 11 条（消費の許可の申請）、同第 12 条（無許可消費数量）、同第 13 条（申請及び届出の手續）
審 査 基 準： 当該火薬類の爆発又は燃焼が、 (1) 人の生命、身体又は財産に直接又は間接に危険を生じさせるおそれがあるとき (2) 他の法令で禁止されているとき 等公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、許可しない。
標 準 処 理 期 間：5 日以内
申 請 先：消費地を管轄する警察署（消費地を管轄する警察署がない場合には住所を管轄する警察署）
問 い 合 わ せ 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係 （電話 076-441-2211 内線 3046）
備 考：